

認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）

法人名	縦横福祉人日本BPW 連合会	実績判定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（下記注意事項参照）において5分の1（20%）以上であること。			チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>

		実績判定期間
経常収入金額（㊸の金額）	①	47,580,089円

総収入金額	㊸	50,272,302円
控除金額	国の補助金等の金額（㊹欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㊹ 2,683,017円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊺ 0円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊻ 0円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊼ 0円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）㊽欄の「（）」）	㊾ 0円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）	㊿ 0円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）㊽欄）	㊽ 9,196円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）㊾欄）	㊾ 0円
差引金額（㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊽-㊿-㊾）	㊸	47,580,089円 ⇨①

寄附金等収入金額（㊽の金額）	②	25,854,001円
----------------	---	-------------

受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）	㊿	13,416,316円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）㊽欄）	㊽ 82,119
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）	㊿ 0円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）㊽欄）	㊽ 9,196円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）㊾欄）	㊾ 0円
差引金額（㊿-㊽-㊿-㊽-㊾）	㊿	13,325,001円
会費収入（㊿欄と付表2（相対値基準用）㊿欄のうちいずれか少ない金額）	㊿	12,529,000円
国の補助金等の金額（㊹欄の金額を限度とする。）	㊹	0円
合計金額（㊿+㊿+㊹）	㊿	25,854,001円 ⇨②

基準となる割合（②÷①）	③	54.33%
--------------	---	--------

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていないければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- ・ ③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・原則用）

法人名	特定非営利活動法人 日本 BPW 連合会	実績判定期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
-----	----------------------	--------	---------------------------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	㉑	13,416,316円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	㉒	0円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（(㉑-㉒）×10%）	㉓	1,341,631円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（(㉑-㉒）×50%）	㉔	6,708,158円

2 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

㉑のうち寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金の額	㉕	9,196円
---	---	--------

3 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金

寄附金の合計額が20万円以上の役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㉑（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については㉒）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①-②）
次葉に記載				
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	㉖	() 8,394,878円	() 8,312,759円	() 82,119円
㉖欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	㉗ 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	0円	0円	0円
	㉘ ㉗欄以外の者	() 5,012,242円	() 5,012,242円	() 0円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	㉙	() 0円		
休眠預金等交付金関係助成金	㉚	0円		
合 計 (㉖+㉗+㉘+㉙+㉚)	㉛	() 13,407,120円		㉜ () 82,119

（注意事項）

①～③の各欄の「()」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があつたことを知った日の翌日から10月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1 (次葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本BPW連合会	実績判定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
-----	--------------------	--------	---------------------

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③欄のいずれか 少ない金額	③ ①のうち基準限度超過 額 (①-②)
		() 1,423,750 円	() 1,341,631 円	() 82,119 円
		() 962,490 円	() 962,490 円	() 0 円
		() 872,700 円	() 872,700 円	() 0 円
		() 878,920 円	() 878,920 円	() 0 円
		() 745,250 円	() 745,250 円	() 0 円
		() 689,625 円	() 689,625 円	() 0 円
		() 578,200 円	() 578,200 円	() 0 円
		() 526,840 円	() 526,840 円	() 0 円
		() 455,600 円	() 455,600 円	() 0 円
		() 392,000 円	() 392,000 円	() 0 円
		() 357,040 円	() 357,040 円	() 0 円
		() 312,463 円	() 312,463 円	() 0 円
		() 200,000 円	() 200,000 円	() 0 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
合計 (又は小計)		() 8,394,878 円	() 8,312,759 円	() 82,119 円

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額 (20万円以上) の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります (第1表付表1 (相対値基準・原則用) 記載要領「役員の氏名欄」参照)。

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2（相対値基準用）

法人名	株式会社 日本BPW連合会	実績判定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
-----	---------------	--------	---------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている	定款 附則 6に下記のとおり規定 (1) 正会員会費（個人・団体） 8,500円	はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である	会員名簿に237名（内役員23名）記載 (令和4年3月31日時点)	はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	12,529,000円
共益的活動の割合（第2表③欄）	②	0%
①から控除する金額（①×②）	③	0円
差引金額（①－③）	④	12,529,000円

↓

第1表（相対値基準・原則用）㊦欄又は、
第1表（相対値基準・小規模法人用）㊦欄へ

（注意事項）

- ・ 社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人 日本B PW連合会	チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		✓
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
実績判定期間		
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標) 35,104,779 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	0 円
イ	a	0 円
ロ	b	0 円
ハ	c	0 円
ニ	d	0 円
合計 (a+b+c+d+e)	e	0 円 ⇒②へ
基準となる割合 (②÷①)	③	0%

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。
 イ～ニで曖昧な場合は、報告しておき判断を仰ぐ

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本BPW 連合会	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	21人	2人	9.5%	0人	0%
㉒	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	23人	2人	8.6%	0人	0%
㉓	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	23人	2人	8.6%	0人	0%
㉔	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	22人	2人	9.0%	0人	0%
㉕	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	24人	2人	8.3%	0人	0%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		23人	2人	8.6%	0人	0%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本BPW 連合会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		21人	23人	23人	22人	24人	人	23人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	2人	2人	2人	人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
名取 はにわ		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H22.6.13
中山 由美子		理事				○	○	○	○	就任 R1.5.26
布柴 靖枝		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H29.5.28
田代 早苗		理事						○	○	就任 R3.5.29
藤田 典子		理事						○	○	就任 R3.5.29
佐藤 道子		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H21.9.15
中野 洋恵		理事						○	○	就任 R3.5.29
林 智意		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H28.5.29
林 乙羽		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H27.5.24
饗庭 敦子		理事						○	○	就任 R3.5.29
小原 智津		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H21.9.15
二ノ宮 寛子		理事				○	○	○	○	就任 R1.5.26
居石 真理絵		理事		○	○	○				就任 H29.5.28 退任 R1.7.12
塩崎 智子		理事		○						就任 H25.6.16 退任 H29.5.28
土田 アイ子		理事		○						就任 H21.9.15 退任 H29.5.28

平松 昌子	理事 監事	○	○	○	○	○				理事就任 H21.9.15 理事退任 R3.5.29 監事就任 R3.5.29 監事退任 R3.11.30
齋藤 京子	理事 監事	○	○	○	○	○			○	理事就任 H27.5.24 理事退任 R1.5.26 監事就任 R1.5.26
藤田 ひろみ	理事 監事	○	○	○	○	○			○	理事就任 H21.9.15 理事退任 R3.5.29 監事就任 R3.5.29
濱田 啓子	理事 監事	○	○							理事就任 H23.6.5 理事退任 H29.5.28 監事就任 H29.5.28 監事退任 H30.9.24
佐藤 久美	理事	○								就任 H27.5.24 退任 H29.5.28
中田 美知子	理事	○	○	○						就任 H29.5.28 退任 R1.5.26
成田 教子	理事			○	○	○				就任 R1.5.26 退任 R3.5.29
萬崎 由美子	理事					○			○	就任 R3.5.29
棚田 美津子	理事	○	○	○	○	○				就任 H21.9.15 退任 R4.6.5
深沢 公子	理事	○	○	○	○	○			○	就任 H21.9.15
河井 洋子	理事	○								就任 H25.6.16 退任 H29.5.28
波多野 慧子	理事	○	○	○	○	○			○	就任 H22.6.13
志野 久美子	理事	○	○	○	○					就任 H21.9.15 退任 R2.6.12
河田 英子	理事	○	○	○	○	○			○	就任 H22.6.13
栗山 有香子	理事			○	○	○	○			就任 H30.5.27 退任 R4.6.5
中西 葉子	理事								○	就任 R4.6.5
岡内 須美子	理事	○	○	○	○	○			○	就任 H23.6.5
三浦 佳世	理事 監事	○	○	○						理事就任 H28.5.29 理事退任 H30.5.27 監事就任 H30.11.11 監事退任 R1.5.26
田島 安江	理事			○	○	○				就任 H30.5.27 退任 R2.5.31
原田 ゆみ子	理事				○	○				就任 R2.5.31 退任 R4.6.5

安恒 万記	理事								○	就任 R4.6.5
花崎 正子	理事	○	○	○						就任 H21.9.15 退任 R1.5.26
廣澤 洋子	理事	○								就任 H27.5.24 退任 H29.5.28
徳永 康子	理事			○	○	○			○	就任 R1.5.26
田平 美恵子	理事	○								就任 H27.5.24 退任 H29.5.28
黒崎 伸子	理事 監事	○	○	○	○	○			○	監事就任 H27.5.24 監事退任 H29.5.28 理事就任 H29.5.28
富田(垂見)和子	理事		○	○	○	○				就任 H30.5.27 退任 R4.1.9

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 日本BPW連合会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳日記帳	会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	随時	7年
総勘定元帳	会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	随時	7年

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本BPW連合会	チェック欄
-----	--------------------	-------

<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
--	-------------------------------------

イ

項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

ロ

項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	35,104,779円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	34,693,802円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	98.82%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	13,416,316円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	13,416,316円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 日本BPW連合会
-----	--------------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
なし					

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	平成 29年 4月 1日 ~令和 4年 7月 26日
------	----------------------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
0人	0円

（注意事項）

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本BPW連合会				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> <p>(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)</p>					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		SDGs バッジ (ピン)	H30.3.30～ R2.3.31	@1,500円	定価販売
		SDGs バッジ (木製)	R1.11.20～ R4.7.26	@1,000円	定価販売
		SDGs バッジ (マグネット)	R2.7.8～ R4.7.26	@1,500円	定価販売
		BPW ブックレット	H30.4.21～ R4.7.26	@500円	定価販売
		CSW インターン報告書	H29.4.1～ R4.7.26	@1,000円	定価販売
		日めくりカレンダー	R3.12.5～ R4.7.26	@1,000円	定価販売
		EPD 付箋	R2.10.15～ R4.6.4	@100円 10冊セット600円	定価販売
		EPD クリアファイル	H29.4.1～ R4.7.26	@60円	定価販売
<p>(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)</p>					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
別紙の通り				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

理事の選任について、定款に下記のように定めている。

第14条 理事12名以上40名以内、監事1名以上3名以内とする。

2 この法人は理事のうち、理事長1名、副理事長3名、専務理事1名、会計1名、委員会委員長それぞれ1名をおく。

第15条 前2項の理事及び監事は、総会において選挙により選任する。その他の理事は単位クラブの代表とし、総会において承認する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		平成29年7月6日	405,160円	女性活躍支援の一環として、子供食堂・フードバンク事業を支援
		平成30年7月17日	4,166円	札幌大会会場利用時に物販をしたため、利益5%を会場クラブ指定団体へ寄付が義務づけられていた
		平成30年10月8日	300,000円	東日本大震災復興支援金として
		平成30年10月8日	285,558円	東日本大震災復興支援金として
			円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (次葉) 【別紙】

法人名	特定非営利活動法人 日本BPW連合会
-----	--------------------

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

DE 講座=ダイバーシティ・エデュケーター養成講座
国際会議=東アジア地域会議

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		DE 講座受講料受取	令和3年4月19日	30,000円	通常価格50,000円
		DE 講座受講料受取	平成30年10月5日	8,000円	通常価格15,000円
		DE 講座受講料受取	令和1年8月5日	22,000円	通常価格35,000円
		国際会議登録料受取	令和1年9月7日	40,000円	通常価格55,000円
		DE 講座受講料受取	令和3年8月31日	12,000円	通常価格20,000円
		DE 講座受講料受取	令和3年10月21日	12,000円	通常価格20,000円
		DE 講座受講料受取	平成30年10月9日	8,000円	通常価格15,000円
		DE 講座受講料受取	令和1年10月3日	22,000円	通常価格35,000円
		国際会議登録料受取	令和1年11月5日	40,000円	通常価格55,000円
		DE 講座受講料受取	平成30年10月3日	8,000円	通常価格15,000円
		国際会議登録料受取	令和1年11月1日	40,000円	通常価格55,000円
		DE 講座受講料受取	令和2年9月25日	8,000円	通常価格15,000円
		国際会議登録料受取	令和1年10月22日	40,000円	通常価格55,000円
		国際会議登録料受取	令和1年9月13日	40,000円	通常価格55,000円
		DE 講座受講料受取	令和2年9月25日	30,000円	通常価格50,000円
		DE 講座受講料受取	令和3年8月31日	12,000円	通常価格20,000円
		国際会議登録料受取	令和1年9月13日	40,000円	通常価格55,000円
		DE 教材開発費支払	令和4年3月25日	1,800円	DE 講座受講料の15%
		DE 講座受講料受取	平成30年11月11日	8,000円	通常価格15,000円
		DE 講座受講料受取	令和1年10月16日	22,000円	通常価格35,000円
		国際会議登録料受取	令和1年11月1日	40,000円	通常価格55,000円
		DE 講座受講料受取	令和2年10月5日	8,000円	通常価格15,000円
		DE 講座受講料受取	平成30年10月21日	8,000円	通常価格15,000円
		国際会議登録料受取	令和1年9月13日	40,000円	通常価格55,000円
		DE 講座受講料受取	令和1年11月5日	22,000円	通常価格35,000円
		DE 講座受講料受取	令和3年8月31日	12,000円	通常価格20,000円
		DE 教材開発費支払	令和4年3月25日	2,400円	DE 講座受講料の15%

DE 教材開発費支払	令和 4 年 3 月 25 日	7,200 円	DE 講座受講料の 15%
DE 講座受講料受取	平成 30 年 10 月 9 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 9 月 29 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 9 月 13 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 11 月 26 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 教材開発費支払	令和 2 年 3 月 31 日	165,000 円	DE 講座受講料の 15%
DE 教材開発費支払	令和 2 年 11 月 30 日	65,550 円	DE 講座受講料の 15%
DE 講座受講料受取	令和 3 年 8 月 31 日	12,000 円	通常価格 20,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 10 月 21 日	12,000 円	通常価格 20,000 円
DE 教材開発費支払	令和 4 年 3 月 25 日	55,350 円	DE 講座受講料の 15%
DE 講座受講料受取	平成 30 年 11 月 11 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 10 月 29 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
DE 講座受講料受取	平成 30 年 10 月 2 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 9 月 7 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 教材開発費支払	令和 4 年 3 月 25 日	12,000 円	DE 講座受講料の 15%
DE 教材開発費支払	令和 4 年 3 月 25 日	1,500 円	DE 講座受講料の 15%
DE 教材開発費支払	令和 4 年 3 月 25 日	1,800 円	DE 講座受講料の 15%
DE 講座受講料受取	平成 30 年 12 月 3 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 11 月 5 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 10 月 30 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 教材開発費支払	令和 4 年 3 月 25 日	2,400 円	DE 講座受講料の 15%
DE 教材開発費支払	令和 4 年 3 月 25 日	2,100 円	DE 講座受講料の 15%
助成金申請相談料支払	令和 2 年 12 月 1 日	125,000 円	請求書に基づく
DE 講座受講料受取	平成 30 年 11 月 12 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 7 月 31 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 10 月 29 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 6 月 21 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 11 月 26 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 11 月 2 日	8,000 円	通常価格 15,000 円

DE 講座受講料受取	令和 3 年 4 月 2 日	22,000 円	通常価格 30,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 6 月 22 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 6 月 12 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 11 月 26 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 10 月 9 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 8 月 31 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 11 月 4 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 9 月 4 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	平成 30 年 10 月 4 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 10 月 28 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 10 月 8 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 6 月 22 日	22,000 円	通常価格 30,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	平成 30 年 11 月 25 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 10 月 24 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
DE 講座受講料受取	平成 30 年 10 月 9 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 8 月 13 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 11 月 5 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 11 月 4 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 7 月 6 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 11 月 20 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	平成 30 年 11 月 6 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 8 月 7 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
DE 講座受講料受取	平成 30 年 11 月 8 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円

DE 講座受講料受取	令和 2 年 10 月 12 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 9 月 13 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 8 月 22 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
DE 講座受講料受取	平成 30 年 11 月 20 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 10 月 25 日	22,000 円	通常価格 35,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 10 月 29 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 6 月 14 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 11 月 2 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 11 月 1 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 11 月 1 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 6 月 10 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 10 月 29 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 10 月 8 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 11 月 1 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 11 月 1 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 10 月 22 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 10 月 22 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 1 年 11 月 5 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 10 月 22 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 7 月 8 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
国際会議登録料受取	令和 1 年 10 月 22 日	40,000 円	通常価格 55,000 円
DE 講座受講料受取	令和 2 年 10 月 3 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 4 月 19 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 6 月 22 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 8 月 31 日	12,000 円	通常価格 20,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 10 月 21 日	12,000 円	通常価格 20,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 5 月 6 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 10 月 21 日	12,000 円	通常価格 20,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 5 月 6 日	22,000 円	通常価格 30,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 6 月 17 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 6 月 22 日	8,000 円	通常価格 15,000 円
DE 講座受講料受取	令和 3 年 5 月 31 日	30,000 円	通常価格 50,000 円
DE 教材開発費支払	令和 4 年 3 月 25 日	2,700 円	DE 講座受講料の 15%

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 日本BPW連合会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 日本BPW連合会
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							✓
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日	

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本BPW 連合会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名		特定非営利活動法人 日本B PW連合会				
事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
1. 男女共同参画社会の形成の促進を図るための広報誌の作成・発行、講演活動、セミナーの開催、書籍の出版に関する事業	イコール・ペイ・デイ活動 男女の賃金格差解消目指して オンラインキャンペーン・全国会議開催	毎年 春と秋	オンライン 及び 全国各地	各 10-15名	会員及びジェンダー平等に関心を持つ一般市民 各50~100名 Web 発信は数百人程度	3,000,000円
	GGGI (ジェンダーギャップ指数) への取り組み 格差解消を目指すイベント・広報活動	年1-2回				
	WEPsの普及活動 働きやすい職場環境を目指して	年1回程度				
	SDGsの実現を目指して 「Goal.5 ジェンダー平等」を重点にセミナー・広報活動	通年				
	次世代育成事業 ヤング・スピーチコンテスト開催、 ヤング企画イベント実施等	年5-6回				
	政策提言・アドボカシー 勉強会・ロビー活動	通年				
2. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援するための人材教育事業、セミナーの開催、広報活動に関する事業	全国大会・ブロック研究会他公開イベント実施 講演・セミナー、ワークショップ等、職業能力開発・人材育成・ダイバーシティに関するイベント開催	年数回 随時	オンライン 及び 全国各地	各回 10-15名	会員及びスキルアップ・ダイバーシティ等に関心を持つ一般市民 約200名	2,000,000円
	広報活動・情報発信 広報誌・ホームページの充実	通年	WEB・全国各地	5-10名	数百人程度	
3. International Federation of Business and Professional Women (IFBPW) に加盟し、目的を同じくする他の国内外の組織との連携を図るための事業	IFBPW との連携と国際交流	通年	WEB・国内外	10-20名	国内外の会員及び国際問題に関心を持つ一般市民 数十名	2,000,000円
	CSW インターン派遣事業 国連女性の地位委員会 (CSW) に若い女性を派遣	3月	米国	約10名	国際問題に関心を持つ若い女性 数名	
	他団体との連携・協働 同じ目的を持つ他団体とネットワーク形成・協働	通年	WEB・全国各地	各5-10名	会員・ジェンダー平等に関心を持つ一般市民 数百名	
4. 女性活躍支援のための募金及び非営利団体の女性支援活動に対する寄付事業	ネパール女性支援	未定	未定	5名	ネパール女性 20-30名	1,000,000円
	女性活躍支援活動 災害その他の被災女性たちの支援		全国	5-10名	支援を必要とする女性たち 約100名	